

みえこどもの城条例

平成元年3月29日

三重県条例第4号

改正	平成3年9月27日三重県条例第25号	平成4年9月30日三重県条例第34号
	平成15年3月17日三重県条例第10号	平成16年3月23日三重県条例第20号
	平成17年6月28日三重県条例第48号	平成19年3月20日三重県条例第3号
	平成19年7月4日三重県条例第52号	平成27年3月27日三重県条例第1号

みえこどもの城条例をここに公布する。

(設置)

第1条 児童の健全育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設として、みえこどもの城（以下「こどもの城」という。）を松阪市に設置する。

(事業)

第2条 こどもの城においては、次の事業を行う。

- 一 児童の健全育成のため、こどもの城の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。
- 二 児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 三 児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等を開催すること。
- 四 地域の児童館等の運営及びこれら相互の連携に関する指導又は助言を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第3条 こどもの城の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員は、主としてこどもの城の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第2条に規定する事業の実施に関する業務
- 二 第15条第1項に規定する利用料金の收受等に関する業務
- 三 こどもの城の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- 四 前3号に掲げる業務のほか、知事がこどもの城の管理上必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

- 一 こどもの城の事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、こどもの城の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、こどもの城の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

四 事業計画の内容が、こどもの城の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 知事は、前項の規定により審査した結果、こどもの城を最も効果的に管理することができると認められたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(選定委員会)

第6条の2 知事は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

一 審査基準及び配点表の作成に関する事項

二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項

三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項

3 選定委員会は、委員5人以上10人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員は、こどもの城の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、任命の日から前条第2項の規定により指定管理者を指定する日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定等の告示)

第7条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

一 第6条第2項の規定により指定管理者を指定したとき。

二 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

三 第15条第2項の規定により利用料金を承認したとき。

(協定の締結)

第8条 知事は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

一 こどもの城の管理に関する事項

二 次条に規定する事業報告書に関する事項

三 法第244条の2第11項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

五 県が支払うべき管理費用に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して一月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

一 こどもの城の管理の業務の実施状況及び利用状況

二 第十五条第一項に規定する利用料金の収入の実績

三 こどもの城の管理の業務に係る経費の収支状況

四 前三号に掲げるもののほか、こどもの城の管理の業務の実態を把握するために必要な事項

(業務状況の聴取等)

第10条 知事は、こどもの城の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(知事による管理)

第11条 知事は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理

の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の規定により知事が管理の業務を行うときは、知事は、別表に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。

3 第16条から第18条まで及び別表の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、第16条から第18条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(開館時間)

第12条 こどもの城の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

(休館日)

第13条 こどもの城の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）

二 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用者等に対する指示)

第14条 指定管理者は、こどもの城の管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第20条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

(利用料金の収入)

第15条 指定管理者は、こどもの城の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(利用料金の納入)

第16条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第18条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由によりこどもの城の施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(原状回復義務)

第19条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなったこどもの城の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第20条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失によりこどもの城の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第21条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、こどもの城の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第3条から第7条まで及び第9条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。（平成元年6月三重県規則第43号で、同元年6月11日から施行）

附 則（平成3年9月27日三重県条例第25号）

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成4年9月30日三重県条例第34号）

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月17日三重県条例第10号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月23日三重県条例第20号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月28日三重県条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前のみえこどもの城条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のみえこどもの城条例（次項において「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

（準備行為）

- 3 新条例第3条第1項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成19年3月20日三重県条例第三号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月2日から施行する。（後略）

（出納長等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正法附則第3条第1項の規定により在職する出納長の任期中に限り、第八条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定（中略）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成19年7月4日三重県条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日三重県条例第1号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第3条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定、第4条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第3条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定及び第5条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

注 右の附則第二項により、改正前の条例中なおその効力を有する部分
（指定管理者による管理）

第3条

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員は、主としてこどもの城の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員

等」という。) たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

別表（第11条、第15条関係）

区分			金額
全天周映画	一般	個人	1,200円
		団体	960円
	児童生徒等	個人	800円
		団体	640円
	幼児	個人	300円
		団体	240円
プラネタリウム による投影	一般	個人	400円
		団体	320円
	児童生徒等	個人	200円
		団体	160円
	幼児	個人	100円
		団体	80円
特別遊具室又は映像体感遊具			200円
特別展			1,000円

- 備考 一 幼児とは満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者を、児童生徒等とは小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者をいう。
- 二 団体の利用料金は、20以上の集団を構成している場合の当該集団構成員一人当たりの額をいう。
- 全部改正〔平成15年条例10号〕、一部改正〔平成17年条例48号・19年52号〕